

第23期第23回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成31年3月22日(金曜日) 13:45～16:15

(2) 会議の場所 リーガロイヤルホテル新居浜桜の間

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第7番	高橋真次
第2番	岡田充	第8番	宇野賀津美
第3番	岡部正明	第9番	田坂健次
第4番	村上壽一	第10番	眞鍋哲哉
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 3人

推進委員	第11番	寶田正司
推進委員	第13番	飯尾象司
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	横川俊彦
農政係長	谷口恭子	主事	池田有里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

- ・議案第1号 平成31年度新居浜市農業委員会活動計画について
- ・議案第2号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ・議案第3号 農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について
- ・報告事項



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員（19）人・推進委員（12）人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

春の稲作に向けてお忙しい中、23期年度末の総会に多くの方々にご出席をいただき誠にありがとうございます。我々、農業委員も23期から新しい制度の元で農業委員、農地利用最適化推進委員という制度ができ、遊休農地等々について強い取り組み等、我々も3年の任期の折り返しを過ぎた所で、色々な事で事業に対してご理解、ご協力いただいております。御礼を申し上げます。本日は総会で30年度で色々な目標を掲げて検証をする、そして、次年度に向けて農業委員会を進めて行こうと、皆様にご審議をいただいて、本日決めた事について31年度の事業として皆様方に取り組んでいただくわけでございます。この中にも出てくると思いますが「1・1・1運動」地域の中で1つでも農地が耕作地放棄にならないように、我々新居浜市の農業委員会も取り組んで行きたいというような事でございます。前回の会でお話がありましたように、それぞれの旧の農協の支所管内で今、農林水産課が掲げております「人・農地プラン」等々を参考にして地域の方々と皆様と一緒に色々取り組んで行くと

というような事がございますので、初めての事では取組みも難しいと思いますが全て含めて次年度に向けて取り組んでいただきたいと、十分に審議をいただきまして実りある総会になりますようお願いを申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、ただいまから第23回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において

藤田 幸隆委員と近藤 美喜男委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それでは、議題に移ります。本日の議題は、議案が3件、報告事項及びその他となっております。

総会資料の1ページをお開きください。

議案第1号の「平成31年度新居浜市農業委員会活動計画について」を事務局から提案説明をいたさせます。

○藤田事務局長

議案第1号 平成31年度新居浜市農業委員会活動計画について説明させていただきます。

総会資料2ページをご覧ください。

まず、第1、活動方針でございます。日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣による農作物被害に伴う営農意欲の減退、荒廃農地又は遊休農地の増加など、農業・農村を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、本市においても改正農業委員会法の施行により、農業委員と農地利用最適化推進委員が選出され、第23期農業委員会が平成29年7月に発足し、これまでの所掌事務に加え、担い手に対する農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入の促進が大きな使命となりました。

農業の様々な問題について、本市農業委員会は、関係機関・団体等と一体となってこれらの取り組みを推進していく

とともに、農業・農業者の利益代表機関としての役割をさらに発揮し、本市農業の発展・振興に資するよう積極的に活動します。

次に、第2、具体的活動の内容でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の地域農業振興活動につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。

次に、2の農用地利用調整活動につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業でございます。

次に、3の農業経営改善活動につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における改善活動でございます。

最後に、4の農業委員会情報活動につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業等の情報活動でございます。

以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通し下さいますようお願いいたします。

次に、総会資料4ページをご覧ください。

第3、「平成31年度活動の重点項目」でございますが、3つの項目を重点項目といたしております。

まず、1農地法関係の適正な運用についてでございますが、優良農地の確保とその有効利用を図るため、農地転用の業務や農地の権利移動について適正・的確な執行に努めるとともに、毎年1回の利用状況調査を関係機関と連携して実施し、地域の農地の実態把握と耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の早期発見について努めます。また、日頃からの地域の農地パトロールの実施に努めます。地域内での情報交換

を行うとともに、活動成果や問題点について、総会において定期的に協議し、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、農地の利用調整活動を事務局と協力して取り組みます。

次に、2の農政活動の推進につきましては、新居浜市の直面している農政の諸問題について、調査、研究を行い、関係機関と連携して新規就農者への支援や担い手の確保・育成、耕作放棄地解消の具体的な活用方法、有害鳥獣対策、地産地消の推進として、農産物直売所や学校給食への新居浜産農産物の安定供給に積極的に関与し、市長に対しての意見の提出に結びつくよう努めます。

次に、3の景観形成作物取り組み事業につきましては、遊休農地解消対策の一環として、市内3カ所の遊休農地で実施している景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持、地域の景観保全に努め、関係機関との協力により事業のさらなる拡大を図るというものでございます。

以上で平成31年度の活動計画の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

●藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました平成31年度新居浜市農業委員会活動計画でございますが、農業委員会系統組織等との整合性を考慮しつつ、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございませんか。

はい、合田委員さん。

○合田委員

内容的には全く問題ないのですが、文章整理をしたらいいと思う所があります。I番目の活動方針の2行目の日本の農業を取り巻く環境は、と書いているのですが、4行目にまた、農業・農村を取り巻く環境は大変厳しいと、同じような事ではと、この辺の文章整理をしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○藤田事務局長

はい、事務局の方で考え文方訂正してみます。

●藤田会長

他にございませんか。

●藤田会長

御質問がないようですので、この活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第1号「平成31年度新居浜市農業委員会活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料5ページをご覧ください。議案第2号の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

○藤田事務局長

議案第2号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、平成31年3月5日の役員会での決議をもとに計画を作成いたしました。

総会資料6ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、平成30年3月26日に開催しました第23期第10回総会において決定した平成30年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。

まず、Iには、農業委員会の状況について記入しております。

次に7ページから10ページをお目通しください。

IIが、担い手への農地の利用集積・集約化、

IIIが、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、

IVが、遊休農地に関する措置に関する評価、

Vが、違反転用への適正な対応となっております。

内容としては、現状及び課題、平成30年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する評価となっております。

続きまして、11ページから12ページをお目通しくださ

い。

Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点
検として、

- 1が、農地法第3条に基づく許可事務、
- 2が、農地転用に関する事務、
- 3が、農地所有適格法人からの報告への対応
- 4が、情報の提供等になっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

Ⅶが、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、
Ⅷが、事務の実施状況の公表等について記入しておりま
す。

続きまして、14ページをご覧ください。

ここからは、平成31年度の目標及びその達成に向けた活
動計画となっております。

平成30年度に作成した目標及び活動計画は、経済部農林
水産課が策定している、新居浜市農業再生協議会に係る目標
と数値を基準として作成しており、平成31年度目標及び活
動計画につきましても、これに準じて作成しております。

農業委員会としては目標が達成されるよう、農林水産課及
び新居浜市農業再生協議会と協力して推進していくことにな
ります。

Iは、農業委員会の状況でございます。

次に、15ページをご覧ください。

IIは、担い手への農地の利用集積・集約化、
IIIは、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ござい
ます。

次に、16ページをご覧ください。

IVには、遊休農地に関する措置でございます。

Vには、違反転用への適正な対応でございます。

IからVについては、それぞれ現状及び課題および平成31年
度の活動計画について記入しております。

今の予定としましては、只今説明しました平成30年度の目

標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画を新居浜市ホームページに掲載することになります。

以上で提案説明を終わります。

ご審議よろしく願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございますが、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございますか。

●藤田会長

御質問がないようですので、この点検・評価と活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第2号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料17ページをご覧ください。

議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

○谷口係長

議案第3号農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について説明させていただきます。

総会資料18ページをご覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が下限面積の設定を行うこととなりました。

また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」、下限面積は毎年見直しを行うよう通知がなされ、愛媛県からも毎年見直すよう指示がありました。

そこで今回、平成30年3月26日の第23期第10回総会で制定いたしました下限面積30アールについて変更の

必要がないか、下限面積の判断基準法令や農地法施行規則第17条に基づき見直しを行うものでございます。

総会資料19ページをご覧ください。

平成31年農地基本台帳による経営耕地面積に当てはめますと、経営耕地総面積が9万1,529アール、総農家数が2,522戸、経営耕地面積の区分が20アール未満では34.3%、20アール以上から30アール未満では56.3%であることから、農地法施行規則第17条における概ね総数の100分の40を下らないという内容に従い従来どおり下限面積は、平成31年度も30アールといたしたいと思えます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」ただいま提案説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございませんか。

●藤田会長

御質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」を決定とさせていただきます。

続きまして、報告事項に入りたいと思えます。

報告資料1ページをお開きください。

平成30年4月から、平成31年3月までの業務について報告いたします。資料中、平成30年11月22日開催分までにつきましては、第19回総会において、ご報告いたしておりますので、今回は、それ以降についてご報告させていただきます。

まず、(1)会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月開催されており、11月は27日、12月は17日、1月は28日に、そ

それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。また、11月29日から30日には、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会在東京都メルパークホールで開催され、私と局長が出席しました。また、1月9日には、平成30年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会がにぎたつ会館で開催され、私と委員2名及び事務局職員2名が参加いたしました。2月20日には、愛媛県農業会議第6回理事会が、えひめ共済会館で開催され、私が出席しました。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を、1月7日及び3月5日に開催いたしました。

次に、2ページから4ページには、(2)総会及び農政関係の開催状況、(3)農地関係の開催状況を記載しておりますが、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、5ページのイの農地の権利移転・設定状況、6ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては1件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては農地法適用除外証明0件、転用確認書交付証明46件、農業用施設証明21件、競売適格証明1件、その他諸証明43件でした。

最後に、カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

以上で会長報告を終わります。

次に、報告事項(4)事務局報告に移らせていただきます。事務局よろしく願いいたします。

○横川事務局次長

それでは、報告資料の7ページをお開きください。

報告事項の(4)、事務局報告をいたします。まず、

ア 自作農特別会計事務取扱状況でございますが、これは農業委員会が徴収し、国へ納めている、国有農地の使用料でございます。

農地等貸付使用料が43件・74,950円、宅地等貸付使用料(転用貸付)が1件・2,340円で、計44件・77,290円となっております。

次に、イ 農業者年金加入状況でございますが、平成31年3月1日現在で、被保険者は1人です。受給権者は、老齢年金が30人、特例老齢年金が1人、経営移譲年金が5人でございます。

以上で事務局報告を終わります。

●藤田会長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、次の、その他に移らせていただきます。報告資料8ページにありますように、農業者年金につきましては、平成30年度の目標数1名に対し、新規加入者は、おられませんでした。

新居浜市の場合、専業農家で60歳未満という条件に合う対象者が少なく、新規加入者の獲得が非常に難しい状況ですが、委員の皆さんも地元での加入推進をよろしくお願いいたします。

以上、その他につきまして、何か御質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

以上をもちまして、第23回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

なお、5時15分から「菊の間」で懇親会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員